

告示

埼玉県告示第七百十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三十一―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字東永久保二千二百八十九番五 他二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百九十三・九四立方メートル